

タブレットで写真を撮影! 申請支援も!

市役所でマイナンバーカードを申請できます

マイナンバーカードを気軽に取得していただくために、マイナンバーカード用の顔写真をタブレットで撮影し、申請手続きの支援を行っています。費用は無料です。これからマイナンバーカードを申請される方は、ぜひご利用ください。

☎月～土曜日午前9時15分～11時45分、午後1時～4時45分
 場市役所市民課窓口 持個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書(個人番号通知カードを切り離れた残り部分または市や国で発行した申請書)
 ※紛失などでお持ちでない場合、顔写真付き公的本人確認書類1点(運転免許証、パスポートなど)または顔写真のない本人確認書類2点(健康保険証、

年金手帳など)

【注意事項】
 必ずご本人が来庁してください。その場で顔写真を撮影

するため、代理人による申請はできません。15歳未満の方は法定代理人(保護者)と一緒にお願いします。カードの交付には申請から1か月半～2か月程度かかります。プレミアム付デジタル商品券(詳しくは右上の記事参照)を申請予定の方は早めに申請してください。

問市民課住民係 ☎042-497-2037



職員による写真撮影の様子

プレミアム付デジタル商品券事業

マイナンバーカードによる認証でプレミアム率が上乗せされます

市と清瀬商工会は、新型コロナウイルス感染症や原油価格・物価高騰などの影響を受けている市内中小企業者の支援と、デジタル化の推進を図るため、7月以降にプレミアム付デジタル商品券の販売を予定しています。申込み多数の場合は抽選となります。詳しくは後日、市報などで発表しますが、プレミアム率は15%です(マイナンバーカードの交付を受けている市民の方は30%の予定)。

商品券の申込みには、スマートフォン及び専用アプリケーションが必要です。

新たにマイナンバーカードの交付を希望する方は早めに申請してください。マイナンバーカードの申請については下記QRコードまたは左記記事も参照してください。

問産業振興課商工係 ☎042-497-3187



マイナンバーカード申請のホームページ

6月12日(月)は 課税・非課税証明書のコンビニ交付ができません

6月12日(月)は、システム更新メンテナンスのため終日、課税・非課税証明書のコンビニ交付ができなくなります。その他の

証明書などについては、通常どおり発行が可能です。

問課税課市民税係 ☎042-497-2040

マイナンバーカードを用いて窓口より早く! より安く! 住民票などが取れる「コンビニ交付」をご利用ください!

「コンビニ交付」とは、マイナンバーカードを利用して、清瀬市が発行する証明書を全国のコンビニエンスストアなどに設置されているキオスク端末(マルチコピー機)から取得できるサービスです。市役所市民課の開庁時間は、平日と土曜日の午前8時30分から午後5時まで(土曜日正午～午後1時を除く)なのに対し、コンビニでは午前6時30分から午後11時まで住民票などの証明書が取得でき

ます。より多くの方にご利用いただくため、コンビニ交付を利用した場合の証明書などの発行手数料を下記のとおり減額していますのでぜひご利用ください。

問市民課住民係 ☎042-497-2037



コンビニ交付で取得できる証明書と手数料

証明書の種類	手数料	詳細	
住民票の写し(全部・一部)※1	窓口での手数料	・本人および同一世帯員の方の分のみ取得できます。 ・除住民票、改製原住民票は取得できません。 ・個人番号を記載することができます。	
	【コンビニ交付】令和6年3月31日まで		300円
	【コンビニ交付】令和6年4月1日以降		150円
印鑑登録証明書※1	窓口での手数料	・清瀬市で印鑑登録をしている方で本人のみ取得できます。	
	【コンビニ交付】令和6年3月31日まで		300円
	【コンビニ交付】令和6年4月1日以降		150円
市民税・都民税課税(非課税)証明書※1	窓口での手数料	・対象年度の賦課期日(1月1日)に清瀬市に住民登録があり、申告された方のみ取得できます。 ・現年度分、前年度分、前々年度分を取得できます(毎年6月ごろに最新年度のものが更新されます)。	
	【コンビニ交付】令和6年3月31日まで		300円
	【コンビニ交付】令和6年4月1日以降		150円
戸籍事項証明書(全部・個人)※2	窓口での手数料	・本人および同一戸籍に記載のある方の分のみ取得できます(除籍、改製原戸籍を除く)。※3	
	【コンビニ交付】令和6年3月31日まで		450円
	【コンビニ交付】令和6年4月1日以降		300円
戸籍の附票の写し(全部・一部)※2	窓口での手数料	・本人および同一戸籍に記載のある方の分のみ取得できます(除籍、改製原戸籍を除く)。※3	
	【コンビニ交付】令和6年3月31日まで		300円
	【コンビニ交付】令和6年4月1日以降		150円

※1 住民票、印鑑登録証明書、税証明書は清瀬市に住民登録のある方に限ります。死亡者や転出者の証明書は発行できません。
 ※2 戸籍証明書および戸籍の附票の写しは清瀬市に本籍のある方に限ります。他の自治体に本籍のある方がコンビニ交付を利用される場合、該当の自治体にお問い合わせください。
 ※3 戸籍の届出をされた方については、反映に時間がかかるため、すぐに取得できない場合があります。

◆利用できるコンビニエンスストアなど

全国のセブン-イレブン、ファミリーマート、ローソンなどキオスク端末(マルチコピー機)を設置している店舗。詳しくは、コンビニ交付ホームページ(<https://www.lg-waps.go.jp>)を確認してください。

◆利用可能時間

午前6時30分～午後11時(12月29日～翌年1月3日及びシステムメンテナンス時を除く)

◆利用できる方

利用者証明用電子証明書が搭載されたマイナンバーカードをお持ちの方で15歳以上の方(15歳未満の方、成年被後見人の方は利用できません)。



証明書コンビニ交付ホームページ

◆利用方法

コンビニエンスストアなどに設置されているキオスク端末(マルチコピー機)でマイナンバーカードを使用して取得します。取得の際、利用者証明用電子証明書の暗証番号(4桁の数字)が必要です。

◆マイナンバーカードをお持ちでない方

マイナンバーカードは、郵送・スマートフォン・パソコン・まちなかの証明用写真機より申請することができます。また市民課窓口にて撮影から申請までサポートしています(詳しくは左上の記事を参照)。申請の際には個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書をご用意ください。申請書をお持ちでない方は本人確認書類(免許証など)を持参し、市内3か所(市民課、松山・野塩出張所)で申請書を取得することができます。なお交付申請後、カードを交付するまで1か月半～2か月程度かかります。